平成２３年（フ）第７６２号
千葉県柏市高柳1567番地67
債務者　古川　雄二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７５号
千葉県松戸市日暮２丁目６番地の７　ベルテ松戸314号
債務者　針谷　邦彦
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７８号
千葉県柏市西原５丁目８番24号　サンハイム初石Ｂ―203号
債務者　尾形　順一
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８４号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目６番10号　コーポみのりⅡ101号
債務者　佐藤　秀房
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８６号
千葉県松戸市六実２丁目16番地の３　川井ハイツ202号
債務者　柴田　由香
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８号
福岡県築上郡吉富町大字広津282番地19
債務者　丸石　忠幸
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
福岡県行橋市行事２丁目13番３号　三津木アパート８号室
債務者　木下　修作
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
福岡県行橋市行事８丁目16番37号　加藤アパート102号
債務者　倉田　優子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
福岡県行橋市大字草野109番地　塚田団地２―128号
債務者　深川　英子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２５１０号
名古屋市天白区原１丁目2003番地の２　サンモール原206号
債務者　田村有紀江
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７９号
名古屋市北区西味鋺１丁目207番地
債務者　杉山　崇司
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３５号
名古屋市西区則武新町１丁目20番１号　市営南押切荘３棟803号
債務者　南　　秀司
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８号
神戸市中央区加納町２丁目４番15号　サワダビル402
債務者　岩本　禮司
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
神戸市中央区加納町２丁目４番15号　サワダビル402
債務者　岩本　久江
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５３号
神戸市須磨区西落合４丁目１番239―501号
債務者　川端　貴子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６３号
神戸市中央区野崎通２丁目５番15―303号、住民票上の住所神戸市灘区原田通１丁目２番20―201号
債務者　奈須野好美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２４号
神戸市長田区平和台町３丁目４番24号　プティリヴィエール205号、従前の住所神戸市須磨区離宮前町２丁目５番10号
債務者　佐竹　　忍
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部